

Joint Local Government Green Bond グリーン共同発行市場公募地方債

共同発行44道府県・政令指定都市/一般財団法人 地方債協会

令和7年度発行概要

条件決定予定日	令和7年 9月・12月・令和8年 3月	主幹事会社	野村證券株式会社(事務・SA※) 大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 しんきん証券株式会社 ゴールドマン・サックス証券株式会社
発行予定額	未定		
年限	10年債(満期一括)		

※SA:ストラクチャリング・エージェント

適合性評価	国際資本市場協会(ICMA)策定の「グリーンボンド原則(2021年)」及び環境省策定の「グリーンボンドガイドライン(2022年版)」との適合性に関するセカンド・パーティ・オピニオンを、株式会社格付投資情報センター(R&I)及び株式会社日本格付研究所(JCR)より取得予定。
フレームワーク	グリーンボンドの発行にあたり、調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング等について定めたグリーンボンド・フレームワーク(https://www.green-kyodohakko.jp/overview.html)を策定しています。
共同発行団体(予定)※	北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

※共同発行団体は回号ごとに異なります。

過去の発行実績

回号	条件決定日	発行額	年限	利率	スプレッド	共同発行団体数
#1	令和5年11月17日	500億円	10年	0.846%	国債カーブ対比+7.0bp	36団体※
#2	令和6年3月15日	564億円	10年	0.893%	国債カーブ対比+7.0bp	32団体※
#3	令和6年11月20日	600億円	10年	1.162%	国債カーブ対比+9.0bp	36団体※
#4	令和7年3月14日	628億円	10年	1.629%	国債カーブ対比+9.0bp	38団体※

※共同発行団体の詳細や団体別調達金額はグリーン共同発行団体連絡協議会HPの発行実績(<https://www.green-kyodohakko.jp/issued.html>)をご参照ください。

資金使途の例



森林資源の保全・管理に関する事業



気候変動に対する適応に関する事業



グリーンビルディングに関する事業



省エネルギーに関する事業

グリーン共同債について

1. 地方公共団体がグリーンボンドを発行する意義

地方公共団体は「2050年カーボンニュートラル」の実現及び2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すため、持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境保全に関して主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取り組みの調整役を積極的に担うことが期待されています。

そのような中、地方公共団体がグリーンボンドの発行により資金の調達を行うことで、地域の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図ることができます。

2. 共同発行地方債の手法でグリーンボンドを発行する意義

流動性の向上



少額の発行が可能

グリーンボンドは、資金使途が限定される特性から発行額が小規模になる傾向がありますが、共同発行の手法を用いることで発行ロットの大規模化が図れ、流動性の向上に寄与します。

また、複数の地方公共団体が対象事業を持ち寄ることにより、個別にロットを確保できない団体においてもグリーンボンドの発行が可能になるメリットがあります。

充当事業一覧と貢献するSDGs

気候変動に対する適応に関する事業

- ① 風水害対策事業
- ② 高潮・高波対策事業
- ③ 土砂災害対策事業
- ④ 気候変動に備えた農林水産業の研究開発事業
- ⑤ 気温上昇対策事業



自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業

- ① 水産資源の保全・管理に資する事業
- ② 森林資源の保全・管理に資する事業
- ③ 自然資源管理に関する人材育成拠点整備事業
- ④ 緑化の推進事業
- ⑤ 自然公園の整備事業



汚染の防止と管理に関する事業

- ① 下水処理施設の整備事業
- ② ごみ処理関係施設の整備事業
- ③ 汚染物質の監視・除去事業等



再生可能エネルギーに関する事業

- ① 再生可能エネルギー関連施設・設備整備事業



省エネルギーに関する事業

- ① 公共施設等のZEB化等
- ② 公共施設等への省エネ性能の高い機器等導入事業
- ③ 未利用エネルギーの利用に係る事業



クリーンな運輸に関する事業

- ① 公営公共交通機関の車両等整備事業
- ② 電動車の普及拡大に関する事業
- ③ クリーンな移動手段の活用推進に関する事業
- ④ カーボンニュートラルボートの形成



グリーンビルディングに関する事業

- ① グリーンビルディングに関する事業



生物多様性保全に関する事業

- ① 野生生物の生育環境等整備事業
- ② 鳥獣や外来種による被害防止に関する事業
- ③ 自然景観の保全に関する事業



持続可能な水資源管理に関する事業

- ① 上水道施設の整備事業



ご注意

- グリーン共同発行市場公募地方債は、満期前でも売却し、換金することが可能ですが、市場実勢(時価)での売買となるため、売却時に市場の金利が購入時よりも高く(低く)なっている場合には、売却損(売却益)が出ることとなります。ただし、満期まで保有された場合には、額面で元本が支払われます。
- 発行条件や発行額、発行に関する事項については取扱金融機関にお問い合わせください。
- 当資料は令和7年6月末現在において作成しています。